

心のケア事業、被災者健康支援事業の財政支援 に関する要望

要望の要旨

震災後、被災者支援総合交付金を財源とした専門職による心のケア事業及び被災者健康支援事業を実施しております。

被災者一人一人が直面している課題は、様々に異なっている上、新型コロナウイルス感染症の拡大等、被災者を取り巻く社会情勢も変化するなか、体調の悪化予防や心のケアを長期的に継続して推進する必要があることから、引き続き被災者支援総合交付金等の確実な財政支援を要望します。

要望の理由

本市の復興公営住宅入居者の高齢化率は46.3%（本市の高齢化率33.9%）と高く、入居者の健康調査結果から見える「心の問題（K6：13点以上）」の割合は前年と比較して改善しているものの、国民生活基礎調査（厚生労働省）と比較して高い状況が続いている。

被災者の心のケア事業は、医師、精神保健福祉士等（からころステーション）の専門職による精神保健の包括的サポートのため、心の健康相談や家庭訪問等を実施しています。

また、身近な商業スペース等で気軽に看護職による健康相談や健康チェックができる場所を設ける被災者健康支援事業（まちの保健室）は、健康の悪化予防および自立した健康的な生活について、被災者自らが考える機会となっています。

以上により、東日本大震災の影響による被災者の心のケア事業等の取組について、継続的な支援が必要であることから、被災者支援総合交付金等の確実な財政支援を要望します。